

鎌倉市教育委員会 令和2年7月定例会会議録

○日時 令和2年7月22日(水)
9時30分開会、10時44分閉会

○場所 鎌倉市役所 全員協議会議室

○出席委員 安良岡教育長、齋藤委員、山田委員、朝比奈委員、下平委員

○傍聴者 3人

○本日審議を行った案件

日程1 報告事項

- (1) 教育長報告
- (2) 部長報告
- (3) 課長等報告

ア 令和2年度鎌倉市一般会計補正予算(教育委員会所管)に係る専決処分の報告について

イ 学校再開ガイドラインの改訂について

ウ 行事予定(令和2年(2020年)7月22日～令和2年(2020年)8月31日)

日程2 議案第12号

鎌倉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について

日程3 議案第13号

令和3年度(2021年度)使用特別支援教育関係用教科用図書の採択について

日程4 議案第14号

鎌倉市図書館協議会委員の解任及び任命について

安良岡教育長

定足数に達したので委員会は成立した。これより7月定例会を開会する。本日の会議録署名委員を、朝比奈委員にお願いする。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりである。では、日程に従い、議事を進めさせていただく。

1 報告事項

- (1) 教育長報告

安良岡教育長

7月22日、本来であれば学校は夏休みに入っているところだが、今年度緊急事態宣言等の

中で学校が休校となっていた関係で、1学期は7月31日まで行うこととしているので、まだ子どもたちは学校に行っている状況である。

また、7月に補正予算等に関わる臨時議会があったので、その内容については、後ほど部長から報告させていただく。

(2) 部長等報告

教育部長

今教育長からお話のあった、7月の臨時会について概要を報告させていただく。

7月15、16日の二日間で7月の臨時会が開かれ、内容については、コロナウイルス対策に関連する補正予算のみとなっている。本日、教育部次長兼教育総務課担当課長から報告させていただくので、内容については割愛させていただく。議案として補正予算が出された教育こどもみらい常任委員会においては、総務常任委員会への意見送付は特になかった。同日に開催された総務常任委員会において、一部修正が議員から出され、修正が総員で賛成、修正を除く原案についても総員賛成ということで、一部修正された内容で補正予算が総務常任委員会で可決され、本会議においても同様の状況となっている。議員から提案された修正内容については、教育委員会に関わるものではなく、市民生活部で実施しようとしていた中小事業者を支援するため、鎌倉応援クーポンという電子クーポンを一人3千円配付しようとする補正予算を計上していたが、効果が見えないというご意見もあり、その部分だけが修正で減額になったものが可決をされた。

それと、本来でしたら、私の後で文化財部長から文化財に関する報告があればさせていただくところだが、本日病気療養のため欠席をさせていただいている。同じく歴史まちづくり推進担当担当次長兼文化財部次長についても、公務で研修に出席しているため本日欠席している。文化財部関連は出席している文化財課長から願います。

(3) 課長等報告

ア 令和2年度鎌倉市一般会計補正予算（教育委員会所管）に係る専決処分の報告について

安良岡教育長

報告事項のア「令和2年度鎌倉市一般会計補正予算（教育委員会所管）に係る専決処分の報告について」報告をお願いします。

教育部次長兼教育総務課担当課長

「令和2年度鎌倉市一般会計補正予算（教育委員会所管部分）に係る専決処分の報告について」、説明する。議案集1ページから7ページを、ご覧いただきたい。

令和2年度鎌倉市一般会計補正予算（教育委員会所管部分）について、市長から、令和2

年7月市議会臨時会の議案を提出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求められたため、本来であれば、教育委員会を開催し、協議すべきものであるが、教育委員会に提案する時間的余裕がないことから、鎌倉市教育委員会事務の教育長への委任等に関する規則第2条第2項に基づき、7月10日付けで専決処分を行い、意見がない旨の回答を行ったので、同規則第5条の規定により、報告するものである。

はじめに、歳出について説明する。議案集4ページをご覧いただきたい。今回の補正は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に要する経費について教育部が所管する歳出の事業費の補正になる。

55款 教育費、5項 教育総務費、15目 教育指導費、◎情報教育事業は、405万5千円の減額で、オンライン生活学習支援整備に係るタブレット端末等賃借料の必要量の確定に伴う減を。◎ICT教育環境整備事業は、4億8,124万1千円の増額で、国のGIGAスクール構想対応タブレット導入計画の前倒しに伴い、タブレット端末導入に係る経費として消耗品費、委託料、使用料の追加を。10項 小学校費、5目 学校管理費、◎小学校運営事業は、3,504万7千円の増額で、マスク等保健衛生用品の購入費や、学校再開に際して、感染症対策及び学習保障等を支援する経費として、消耗品費、医薬材料費、備品購入費の増を。◎小学校給食事務は、600万円の増額で、学校給食に係る最終加工・納品業者等が行う衛生管理改善設備や消耗品等を購入する経費について、支援するための補助金の追加を。◎小学校施設管理運営事業は、1,861万2千円の増額で、小学校における感染症対策や、学習保障等を支援する経費として、維持修繕料、委託料の増を。15項 中学校費、5目 学校管理費、◎中学校運営事業は、2,022万5千円の増額で、マスク等保健衛生用品購入費や、学校再開に際して、感染症対策及び学習保障等を支援する経費として、消耗品費、医薬材料費、備品購入費の増を。◎中学校施設管理運営事業は、794万4千円の増額で、中学校における感染症対策や、学習保障等を支援する経費として、維持修繕料、委託料の増を。以上、教育委員会所管部分の歳出合計は、5億6,501万4千円の増額補正を行ったものである。

次に、歳入について説明する。議案集3ページをご覧いただきたい。55款 国庫支出金、10項 国庫補助金、50目 教育費補助金は、2億6,262万4千円の追加で、歳出で説明した事業費に対する公立学校情報機器整備費補助金、学校臨時休業対策費補助金及び学校保健特別対策事業費補助金の増額補正を行ったものである。

(質問・意見)

安良岡教育長

感染症対策学習保障について、具体的に事例を紹介していただけると分かりやすい。

教育部次長兼教育総務課担当課長

今回、小学校費と中学校費のそれぞれ運営事業と、施設管理運営事業を増額させていただいている。これについては、新たな国庫補助金の支援事業を活用して、消耗品に関するものについては、マスクや消毒液、体温計等の保健衛生用品の購入のための経費である。それぞれの維持修繕料等、開始に伴うものについては、網戸の設置やエアコンの設置等で使用する経費について、今回補正予算を計上したものである。

下平委員

教育指導費であるが、GIGA スクールの前倒しによって各家庭、生徒たちにタブレットというのは分かるのだが、減額になった部分、これはオンラインの学習支援用の端末が、GIGA スクールの前倒しで購入できた分で、逆に減額になっているのか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

今回、情報教育事業の減額だが、これはGIGA スクールに関するものではなく、今年5月に実施した小・中学校の臨時休業期間中のオンライン生活と学習支援のために、タブレット端末の貸出しを行った。その貸出しの申込みを受けた中で、貸出しの台数と学校で活用する台数が確定し、現在教育委員会の予備として保留しているタブレット端末の一部を市長部局の他の部署で活用することとなったため、その部分について使用料を教育部の予算から減額したものである。

山田委員

3 ページ目の学校臨時休業対策費補助金についてだが、これは学校が休業になった時のどのような費用がここに含まれているのか教えていただきたい。

教育部次長兼教育総務課担当課長

こちらの学校臨時休業対策費補助金については、歳出で説明させていただいた小学校費の学校給食事務の増額の部分で、学校給食の納品業者が、今回の新型コロナウイルスの感染症のため衛生管理を徹底するための施設の改善や消耗品の購入をする際に市から補助金を支出するための国からの補助金である。

(報告事項アは了承された)

イ 学校再開ガイドラインの改訂について

安良岡教育長

次に、報告事項のイ「学校再開ガイドラインの改訂について」報告をお願いします。

教育部次長

課長等報告事項イ「学校再開ガイドラインの改訂について」報告する。議案集8ページから12ページをご参照いただきたい。

鎌倉市教育委員会では、学校再開ガイドラインを学校が再開された6月1日に保護者に配付した。再開されて約1か月半が経ち、学校は現在通常登校として授業を行っているところである。学校再開ガイドラインの内容は6月1日の再開当時のもので、変わってきているところもあるため、改訂することとした。お手元の資料は改訂するものたたき台であり、校長会と相談・検討しているところである。これは2学期に向けて取り組む内容として考えて

いる。来週末までには、保護者に配付することとしている。

(質問・意見)

安良岡教育長

どこが変わったのか、簡単にお願ひする。教育委員からもご意見いただければと思うので、9ページからここというところをお話していただきたい。

教育部次長

最終的には校長会と相談して変更していくので、これはあくまでもたたき台であるが、こちらから出した部分では、若干黒くなっている部分、例えば9ページでしたら1のところ。

安良岡教育長

黒いのが分かりにくいので、該当箇所の何を変えたのかをお願ひする。

教育部次長

まず、2について、今まで登下校については、特にマスクのことだが、当時はマスクをつけるようにしていたが、文部科学省からも出ているように、暑い時季になるので、十分な距離を保ってマスクを外してもよいということを入れている。

(3)のイのところだが、ペア学習やグループ学習、これは今授業としてはしていないが、2学期以降は、ある程度の距離を保って、このような活動も取り入れていきたい。そうではないと、ただ単に講義の授業で終わってしまうので、授業も進んできて、いろいろな活動をしたいたいということもあるので、マスクを着用するとか大きな声を出さないというところを徹底した授業をしているということである。

10ページは、授業の例であるが、理科、音楽、家庭科、音楽、体育、総合的な学習等、ここについても、最初は理科についても同じようになかなか実験等できなかったが、今後できるところはやっていきたいと考えているし、音楽の歌や家庭科の調理実習、それから体育も、体育祭・運動会を2学期に予定するところもあるので、そのような取組も必要であるということである。

それから(4)の学校行事については、県のガイドラインにも、視点1、2、3というのがあがるが、ここについても状況をみながら、元々2学期以降の行事は基本的には中止であるが、できるところは考えていきたいというところで、三密を避けて、感染拡大防止策を行った上で検討していくというところは変わらない。

それから部活動については、再開し始めている。現状として少しずつ活動はしているが、対外試合については、まずは市内だけということでこれから行っていくところだが、2学期以降、他の地域も含めて、10月辺りからできればという予定である。

前回、冬休みについては入れていなかったもので、冬季休業については12月26日から1月5日まで休みとし、3日間授業を行うということを入れている。

6の1番下のところだが、健康診断については1学期は行っておらず、体力測定等を行っている学校が7月に入ってから一部あるが、健康診断、内科健診等を含めて、一定の距離を

保って、会話は控える等の指導をしつつ行っていく。

一つ戻り6のあのところ、ここは部分的に改正させていただいたのだが、保護者が感染したり、児童・生徒が感染したりした場合は、陰性が確認された場合は、前は14日間という数字を入れていたが、今は状況が変わってきており、保健所や学校、教育委員会が相談しながら出勤日、または子どもたちの日程を決めていきたいと考えている。

そこが、こちらから出したたたき台の中で変えているところである。それ以外のところでも、今校長会で相談しており、若干変わってくるところもある。

安良岡教育長

冬季休業については、前回教育委員会で、管理運営規則を改正するということとしたが、保護者には知らせていなかったのを改めて知らせるということと、最後の6のあのところの濃厚接触者あるいは感染が判明した場合の休業する期間というのを保健所と相談しながら、2週間というのではなく、どのような休業の仕方、消毒をどうするのかを含めて、日数は入れない方向とした。

下平委員

校長会でもう一度検討した後で保護者にも伝わるガイドラインということであるが、学校として、教職員たちの管理のためにどのようなことをするかを入れた方がよい気がする。例えば、必ず学校内で体温のチェックをし、校長のもと健康管理に努めていくとか、もし体調が悪い場合はためらわず先生もお休みを取るとか、そのような視点が入ってくると説得力も増すというか、安心できるのではないか。家庭でマスクを着用させてといった一方的な通達でなく、学校としてもこのようなことを取り入れている、心がけている、消毒液を準備しているといったことは入れた方がよいというのが一つである。

それから、心のケアに関しても取り入れてくださっているのはよいと思うが、明らかに三密と外出の自粛によって、世の中全体がいろいろ報道されているように、脳内のホルモンの分泌が変わってきている。ドーパミンという活力、活性化に繋がるホルモンと、心を安心させる、安定させるセロトニンというホルモンが出にくくなっている状態がある。その結果として、人間皆、多分に自分と他人に対する攻撃性が増している。悪気なく、自分でも気が付かないうちに攻撃的な言葉や態度を取ってしまうとか、逆に自分を攻撃してしまい、過度に恐れたり、過度に人から攻められていると感じたりという、いわゆる自粛警察、同調圧力、共感疲労という言葉が最近出ているが、そのようなことが実際にこの社会で起こってきている。先生方も、そのような知識をきちんと知っていただいた上で生徒の観察をしていただきたいし、学校内でのいじめといったことについての記述はあるが、家庭の中での虐待も懸念される場所である。大人たちであっても気づきなくいつも以上に攻撃的になっている現状であるので、観察力をしっかり養っていただきたいし、先生方も常日頃よりそうなっている可能性があるため、本人は気づかず生徒に圧力を加えてしまったり、攻撃的な言動を取ってしまったらということになると、体罰とかいろいろなことにも繋がりがかねない。お互いに、自分たちの心が今通常時と違う状態になっているという認識をしっかりと持つ必要があると、強く感じる。

ガイドラインに入れる入れないではなく、そのことは先生方にしっかりと配慮していただ

きたいし、学校側がそれに対してどのような注意を払うのか、校長先生方にもきちんと理解しておいていただきたいと感じている。

山田委員

2点あり、一つは9ページの(3)イのところに「大きな声を出さないよう取り組んでいきます」という記述があるが、何故大きな声を出してはいけないのかと考えた時に、おそらく飛沫であると思う。それを予防すればよいわけで、だからマスクをしている。そうすると、ここに「大きな声を」と入れなくてもよいのではないかと思っている。というのは、今まで学校訪問を度々してきた時に、発表者の声が聞こえないとか、どうしても緊張したり委縮したり恥ずかしかったりして、はっきりとした声で、クラス中に届く声でお話ができない生徒が圧倒的に多いと感じている。そういった中で、さらにこういった制限をすると、せつかくのグループ活動が意味を持たないということを懸念している。しかもマスクをしてもごもごしているというようなことが、いろいろと制約が多すぎると本末転倒と思うところもあり、ここは敢えてマスクをしているならば要らないのではないかと思う。むしろ、マスクをしているからこそ、よりはっきりと、ボディランゲージというか、額と目しか出ていないわけであるから、いろいろなところに目配せをしながら語りかけていくといった力が一層求められると思う。それは細かいことで、学校の指導の中でされればよいと思うが、これをやるとどんどん委縮した感じになってしまうのではないかと懸念している。

それと10ページ目のかの体育、保健体育のところであるが、自分の子どもを見ていても、うちはオンラインが長いので余計に感じるのだが、非常に体力が低下していると思う。少し近所に一緒に歩いていってもはあはあしてしまうとか、たまに学校に行くともものすごく疲れていたりして、自分の子どもだけでなく周辺の子どもを見て、うちの前を通っているお子さんも疲れたといつも言っているので、全体に体力が低下しているかを感じる。このような時だからこそ、やるべき体育というのがあると思うので、確かに接触や密集は避けなければならないことは分かるのだが、体力の上昇に繋がる活動をしていくという面も入れてもよいのではと感じている。

安良岡教育長

大きな声を出さないというところは、表現を工夫してみしてほしい。

朝比奈委員

今山田委員がおっしゃった、大きな声を出さないというのが気になった。教室で発表する児童・生徒が、きちんと声を出さない。マスクをした上で声を控えろと言われると、うまく伝わらない。そもそも地声が小さいお子さんや、引っ込み思案な性格の方がなされると、やはりうまく伝わらないと思う。ガイドラインというのは、学校がどういう対応で備えているのかを、父兄の皆さんご覧になって安心できる内容でないといけないと思うので、やたらに軽んじるような、感染を油断している表現ではいけないけれども、授業もきちんとこなしているというのも伝わらないといけないと思う。明言する必要はないのだが、マスクをしているのだから声を気にしなくてよいという極端な表現は難しいと思うので、どうすればよいか考えていただきたい。現場としては、発表の規模にもよると思うが、マイクを使うとか、各教

室にそれを備えるというのは難しいかもしれないが、必要に応じてそのようなことを考えたらいかかと思う。

それから、運動に関しては、私も自分の生活の中で階段の上り下りというのはあまりなく、今日ここに上がってくるのに、この程度の階段で膝の痛みを感じるくらいである。学校にしばらく行って上り下りしていないと皆さん大変であると思うので、体育のところは、どこかで表現があるのか、基礎的なところを十分にケアできるとよいと思う。

あと、音楽のところは、私の娘たちは音楽大学に行って、全部リモートになって、今一つ表現がしにくい状況にあるが、小学校、中学校の音楽授業で、専門的な表現力はあまり問われないかもしれないが、皆で合わせて合奏したりするというのは、ストレスの発散にもなる。音楽の環境というのは、他の教室よりも広々と開放感があるのか。学校によっては、もしかして物が積んであって窮屈なところもあるかもしれないが、そのような物も片づけて、なるべく開放して盛大な音を出しても怒られない環境を作って、密閉状態にならないように工夫して、行ってあげたらよいのではないかと思う。学校によっては、音楽室の隣に普通教室があり、開け放つと音が聞こえてしまっていてできないというところもあったと思うが、そのようなところも何とか工夫してやりくりして、あまり委縮しないのできるようしてあげたらよいのではないかと、感想である。

山田委員

9 ページ目の、今指摘した(3)イのところのペア学習のところだが、よくよく読んでみたら、ペアとかグループとか、少人数での教室内のディスカッションであると思うのだが、クラスで行われることは、前に出ての発表というのもあると思うので、ここの表現を例えば、発表やグループでの討議などいろいろな設定があると思うが、要は人の前で話す、あるいは生徒間で話し合いが行われるというような表現にさせていただき、それがあるときには、一定の距離を保って、マスクを着用して臨むということを明言できればよいのではないかと思う。それが飛沫対策であり、感染症防止であるわけで、そこに声の大きさはあまり関係なく、あえて書かなければよいのではないか。それからペア学習やグループ学習だけでなく、発表や人前に立つような要素も加えればよいのではないかと感じている。

下平委員

これは教育のガイドラインではなく、あくまでもコロナ対応に関するガイドラインであるので、近い距離で大きな声を出さないというのは政府のものにも入っているわけで、ここに書かないわけにはいかないと、私は思う。ただ、教育者として理解していただきたいのは、「大きな声＝飛沫が飛ぶ」ということではないというのを、やはり知っておかなければいけない。飛沫が飛ぶということは息が漏れているというわけで、逆に呼吸を無駄に使って声を出している。飛沫を飛ばさない、息を漏らさないで、声帯をしっかりと揺らす声が出せれば、大声を出さなくてもはっきりと通る声が出る。過去にもたびたび、学校見学や教育課題研究発表会の時にも申し上げていると思うのだが、そのような力ある声を出せる、大声を出して怒鳴れということではなく、つまり腹筋の使い方が弱いのかかもしれないが、そのような教育というのがすごく大事である。先生方が「大きな声を出さない、大きな声を出さない」と指導してしまうと、ますます今懸念されているような事態が起こると思うので、そう

いう指導の仕方ではないと思う。息を漏らさない、飛び散らさない声の使い方を学ぶチャンスだと思うので、そのところを先生方は理解しておいてほしい。ガイドラインとしては、政府、文部科学省から指針として出ているとしたら、こういう表現を入れざるを得ないと思う。ただ、先生方がこのまま「大きな声を出さない」と指導することは問題につながるし、ドーパミンやアドレナリンを低下させ、本人たちが活力をどんどん失っていくということもある。お腹に力を入れた、マスクをしてもちゃんと届く声を出すというのがとても大切なことなので、先生方も心がけてほしいし、生徒たちにも伝えてほしいと思う。

山田委員

というように、この「大きな声を出さない」という一節をとってもいろいろな解釈の仕方があるわけで、もちろん私は下平委員と同じで、しっかりとお腹から出る声を出してほしいという気持ちがあるのだが、この文言をぱっと見た時に「大声を出してはいけない」というのが先生の中にあり、声を静めるような先生の指導が入ってしまうと、委縮してしまうのではないかとところが心配なのである。ガイドラインにどのように入っているかは、私も照らし合わせたわけではないのだが、特にここに入れる必要がもしないのであれば、あえて入れる必要はなく、「飛沫を避け」といった表現でよいのではないかと思う。そこは現場の方が工夫していただければよいと思う。

安良岡教育長

いろいろとご検討いただきたい。

齋藤委員

詳しいガイドラインがきちんとできたのはよかったと思う。ただ、今の大きな声というのは、子どもたちは普段の生活、授業の中での声と休み時間の声と下校の時の声、全く違ってくると思う。先生方が、コロナの状況の中で、非常に徹底した指導を各学校でしてくださっているというのが、よく伝わってくる。そういう点では大丈夫であると思いつつも、私が懸念しているのは、登下校の子どもたちの姿。久しぶりに会い、学校に行ったら、このようなことは気を付けて、運動はどうか規制が入ってしまうのは仕方がないのだが、さようならといった後の様子が、非常に元気がよい。それを見て、元気がよくてよいと思う反面、それこそ大声で危険ではないかと思う。ある子どもたちは、マスクを暑いから外しているとか、顎の下にしているとかして、じゃれあって帰っていく。そういう辺りも、ガイドラインに入れてくれということだけでなく、先生たちがやってくださっているが、大きな声でじゃれあっていて学校よりこの状況の方が危険だと思うような場面を見るので、もう一度登下校の諸注意も各学校に徹底することが大事かと思う。

安良岡教育長

11 ページの5から、児童・生徒、教職員が感染した場合の対応ということであるが、その期間については、保健所と学校医と相談させていただき決定し、学校の閉鎖については消毒等も含めて調整、確定していく方向で進めているのでご了解いただければと思うので、よろしく願います。

(報告事項イは了承された)

ウ 行事予定 (令和2年(2020年)7月22日～令和2年(2020年)8月31日)

安良岡教育長

次に、報告事項のウ「行事予定」について、記載の行事予定について特に伝えたい行事等あればお願いします。

教育部次長兼教育総務課担当課長

教育部関係の行事については、議案集13ページをご覧ください。先ほど補正予算でも説明したが、GIGAスクール構想支援の前倒しに伴い、今年度末に小中学校全ての児童生徒にタブレットが行き渡り、活用しながら授業を進めていくこととなる。今回、教育センターで、GIGAスクールに関する研修会を何回か実施する予定である。併せて、4番の教師力向上研修会を下平委員のご協力をいただきながら実施していく予定である。

文化財課長

文化財部の関係は、今回、10番と12番が国宝館、歴史文化交流館の新しい展示になる。10番の「国宝 鶴岡八幡宮古神宝」は、例年、鶴岡八幡宮の秋の例大祭に合わせて開催している特別展である。頼朝、政子ゆかりの国宝重要文化財等多数を展示する予定である。12番の「企画展 掘り出された鎌倉の名品」は、例年、前年度の発掘調査の成果の速報展として行っているが、今回、この速報展ができないため、それに代わる企画として、これまでの発掘調査で出土した主な貴重なものを一堂に展示する。鎌倉国宝館、歴史文化交流館とも、6月22日から通常運営している。一部、入場制限等はしているが、必要な措置、ソーシャルディスタンスの確保や会話の自粛を呼びかける対応をしている。

(質問・意見)

特になし。

(行事予定報告はそれぞれ了承された)

2 議案第12号 鎌倉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について

安良岡教育長

それでは次に日程の2、議案第12号「鎌倉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について」を議題とする。議案の説明をお願いします。

教育総務課担当課長兼生涯学習センター所長

日程の2、議案第12号「鎌倉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の施行期日を決める規則の制定について」提案の理由を説明する。議案集、14ページをご覧ください。

現在、耐震工事を実施している鎌倉生涯学習センターについては、順調に工事が進捗しており10月1日には再開する目途がたった。

このため、センターの施設及び附属設備並びに使用料、センターの位置等について、本年3月に一部改正した条例を再開に合わせ施行するため、施行期日を令和2年10月1日に定める規則を制定するものである。

(質問・意見)

安良岡教育長

10月1日に再開するとのことだが、今後の予定を説明してほしい。

教育総務課担当課長兼生涯学習センター所長

今後、8月4日の市長定例記者会見で再開館日の日程を公表することを考えている。併せてホームページでも周知を開始する予定である。8月5日には、全登録団体約3,800の代表者に、10月1日再開館のダイレクトメールを送る予定である。10月、11月分の学習センターのホール・ギャラリー・集会室の予約・抽選についてはこれまで保留となっていたので、予約方法等についてもダイレクトメールでお示しする。抽選の申込みについては往復はがきとし、8月21日の締め切り、24日にホール・ギャラリーの抽選、27日に集会室の抽選を予定している。抽選は職員が行うこととしている。工事については、事業者から8月20日ごろに完了すると聞いている。8月27日ごろに市側で完了検査を実施する予定である。引き渡し後、9月5日頃に、現在の水道営業所の場所からの引越しを予定している。

下平委員

2点伺いたい。1点目は、既に中の様子は見られるのか。これまでと変わっているところはあるのか。2点目は、10月、11月は往復はがきで抽選ということだが、12月以降はこれまでどおりのネットのシステムが新しくなり、より運営しやすく、あるいは予約しやすくなるのか。

教育総務課担当課長兼生涯学習センター所長

現場の状況であるが、ご覧になられて一番インパクトを受けられるのは、1階のロビーである。これまでオープンスペースであったが、そこが耐震性の弱い部分であるとの指摘があったので、オープンスペースだったロビーを三つに分けて区別している。左側の事務室に向かう通路はそのままだが、右側部分が三つに分けられて、それぞれ補強壁が入っている。それから、各階それぞれ既存の壁の部分に補強材が入っていたりする変化がある。

2番目の12月以降の予約のことであるが、これは既存の予約システムを活用して、予約ができる状況になっている。ホールとギャラリーについては5月1日から、集会室については

8月1日からシステムを用いて予約ができるようになっており、その旨はすでに昨年12月25日付けで再開館が7月から3か月遅れると個別に通知したが、そこに12月分以降は従前から使っているシステムで予約できると記載している。

山田委員

そもそも改修は耐震が目的であったと思うのだが、その間にコロナが発生して、閉鎖空間での換気についてお考えのことや、空気清浄のようなシステムが入っているのか、何か取れそうな対策はあるのか。

教育総務課担当課長兼生涯学習センター所長

コロナ禍で、特別な設備を導入することはしていない。既存の状況のまま工夫して使うことになる。これまでも、他の4地域の学習センターは開館しているが、できるだけ1時間に2回以上、2～3分は窓を全開にして換気を行うよう、具体的な注意喚起をしている。そういった他館で実施している利用者に理解と協力を求める事柄については、鎌倉でも同様に注意喚起していきたい。

(採決の結果、議案第12号は原案どおり可決された)

3 議案第13号 令和3年度(2021年度)使用特別支援教育関係用教科用図書の採択について

安良岡教育長

次に日程の3、議案第13号「令和3年度(2021年度)使用特別支援教育関係用教科用図書の採択について」を議題とする。議案の説明をお願いします。

教育指導課長

日程第3、議案第13号「令和3年度(2021年度)使用特別支援教育関係用教科用図書の採択について」その内容を説明する。議案集は、16ページから24ページをご参照いただきたい。

4月の定例教育委員会で議決された「令和3年度(2021年度)使用教科用図書の採択方針」を受け、鎌倉市特別支援学級設置校長会において、文部科学大臣から県教育委員会を通して送付された特別支援学校用(小・中学部)教科書目録、一般図書一覧、一般図書契約予定一覧、新たに掲載された図書等をもとに、各校で特別支援教育関係用教科用図書の調査研究を行った。

鎌倉市では毎年、特別支援学校設置中学校全校から、特別支援教育関係用教科用図書の使用希望に基づく調査報告が出されているが、今回の調査では、中学校全校に加え、新たに小学校2校を加えて調査報告が出されており、その報告を受けて採択することとした。

議案集17ページから24ページの「令和3年度(2021年度)使用特別支援教育関係用教科用図書一覧(案)」を、令和3年度に使用する特別支援教育関係用教科用図書として採択する

ものとして提案する。

(質問・意見)

安良岡教育長

算数は小学生、数学は中学生ということになる。他は小学生なのか中学生なのか分からない。「小学生のための」等書いてあると分かりやすいが。

山田委員

通常の教科書採択と違い、一つひとつの教科に対しても数が多いと思うのだが、さまざまな児童・生徒のニーズにこたえるために、大事なことだと思っている。一方で、これは採択したら、全部が使用されるということなのか。それとも、ニーズに応じて各学校の先生がこの中から使うものを選んでいくのか。例えば、通常の教科書だと採択したら、それを使うことになるが、こちらは状況に応じてこの中から選択していくのか。

教育指導課長

そのとおりで、特別な支援が必要なお子さん方は一人ひとり教育的なニーズが違うので、この中からその子に合った教科書が選ばれ、独自に使う各教科1冊ずつがその子に行くことになる。

安良岡教育長

この中から選ぶのではなく、この子にとってはこの教科書が必要だということを出してもらっている。

山田委員

来年度入ってくる方もいらっしゃるわけで、必ずしも既存の生徒だけではないと思う。いずれにしても、全部を支援学級がある全学校が取るということではなくて、いろいろなことを考えた時にこれだけの選択肢が必要ということで選ばれているのか。

安良岡教育長

選択肢ではなく、この学校の子どもにとってこれが適していると学校が判断し、これを採択してほしいと出してくる。この中から支援学級の先生たちが選ぶのではなく、すでにいろいろな教科書を見て選んで、この子にとってこれが必要であると意見を出してきているもので、それでよいかを今確認している。

教育指導課長

今教育長がおっしゃったとおり、まずは調査研究ということで、今いるお子さんたちにどの教科書が合っているのかを調査し、それをあげていただいている。それがこの一覧になっているのだが、先ほど山田委員がおっしゃったように来年度入学してくる子や転入してくる子もいらっしゃる。そういったお子さんに関しては、その子の様子をよく見て、保護者とも

相談しながら、採択された中から一番ふさわしいものを選んで、その子の教科書とする。

下平委員

間もなく中学校の教科書採択があるが、この中に小学校のものもあれば中学校のものもある。お子さんというのは、この教科書だけで別室で学ぶばかりではなく皆と一緒に学ぶこともあるわけで、そういう意味で関連性というのか、これから採択される教科書と、この教科書とで考えなくてはいけないことはないのか。

教育指導課長

あくまでもその子どもが個別に学習するときに必要な教科書であって、例えば交流級と一緒に授業を受けることが多いお子さんたちは、こちらではなく他の子どもたちと同じように採択された教科書を使うお子さんもいらっしゃる。

安良岡教育長

教科書の無償配付であるので、これから採択する教科書を選ぶ子はそちらしかいかないし、こちらの教科書を選んだ子はこれしかもらえないという制度である。交流に行くことをある程度考えているお子さんは、同じ教科書を使うことがある。

齋藤委員

それぞれの子どもに応じた形で、こうして見ると多いと驚くが、その子のニーズに合った形でご指導いただくことは、とても大事である。そして子どもたちも、こういう教科書を見ることで学びが深まるということに繋がっていくので、数は多いが大事なことだと改めて思っている。

安良岡教育長

24 ページの 1 番最後の「星本」のことを説明していただきたい。

教育指導課長

24 ページにある星が付いているもの、「星本」と呼んでいるが、これは文部科学大臣から県教育委員会を通して送付された特別支援学校用教科書目録の中のもので、いわゆる検定を受けている文部科学省が特別な支援が必要なお子さんたちにふさわしいとしている教科書として登録されているものである。

安良岡教育長

これを選ぶ子どももいるということである。これは、採択されている教科書により近いということか。

教育指導課長

そのとおりである。

山田委員

そうすると、星が付いているのが検定教科書で、その上のそれ以外のものは参考書ではないが、ドリルとか補助教材的なものなのか。

教育指導課長

星が付いているものは、ここにもあるように知的障害のある子どもたちに合った教科書ということで検定を受けているものだが、一人ひとり教育的ニーズも違うので、それが必ずしもふさわしいとは限らない。上にあるものは、文部科学省が一般図書のうち教科書として配付できるとしている物の中から、星本よりもその子に合ったものを選んでる物で、あくまでも教科書で副教材ではなく、これを基に学習していくことになる。

(採決の結果、議案第13号は原案どおり可決された)

4 議案第 14 号 鎌倉市図書館協議会委員の解任及び任命について

安良岡教育長

それでは次に日程の4、議案第14号「鎌倉市図書館協議会委員の解任及び任命について」を議題とする。議案の説明をお願いします。

中央図書館長

日程4、議案第14号「鎌倉市図書館協議会委員の任命について」提案理由の説明をする。議案集25ページをご参照いただきたい。

鎌倉市図書館協議会は、図書館法及び鎌倉市図書館協議会設置条例に基づき設置され、委員の定数は5名、任期は2年となっており、委員は、鎌倉市図書館協議会設置条例第2条第2項の規定により、学識経験を有する者、社会教育及び学校教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに市民のうちから教育委員会が任命することとしている。

学校教育関係者である高村清美委員が3月末で退職され、新たな委員の推薦を鎌倉市立小学校校長会長にお願いしたところ、山崎小学校校長の品川弥生氏のご推薦をいただいた。そこで、高村清美委員の解任と、品川弥生氏の任命を行おうとするものである。

なお、委員の任期については、鎌倉市図書館協議会設置条例第3条により、当該議案の議決後から、前任者の残任期間である令和2年(2020年)12月15日までとなる。

(質問・意見)

山田委員

表現として、役所の通常の表記なのかと思うが、「解任」というと強い言葉に一般的に感じるのだが、お辞めになったから、次の方がお入りになるという理解でよろしいのか。これは仕方がないのか。意見である。

中央図書館長

ニュアンスについては、関係部局とも相談して、より気持ちよく受け取ってもらえる表現にしていきたい。

(採決の結果、議案第14号は原案どおり可決された)

安良岡教育長

以上で、日程は全て終了した。

最後に、私の任期が7月31日で終わることとなったので、ご挨拶させていただきたい。

2013年8月1日から7年間、教育長としての仕事をさせていただいてきた。この間、教育委員の皆様、ここにいる部長、次長そして課長の皆様、そしてここにはいないが職員の皆さん、全員のおかげで7年間仕事をする事ができたと思っている。教育委員会としても、まだまだこれから取り組むべき課題というのはたくさんあるが、やはり鎌倉市における市民のための活動をどのように充実させていくのかということは、各課の職員の皆さんの想像力を生かして、市民のために何ができるかに取り組んでいくことが必要であると思っている。また、教育委員会では学校の子どもたちもみていく中で、今のようなコロナ禍においても子どもたちは多くの友だちと学校と一緒に活動することを楽しみにしている。それを充実させるために、教育委員会と学校、先生方が連携して、公教育における取組、活動、どのようなことで子どもたちが充実していくのかを一緒に考えながら取組をしていくことをお願いしたい。

これからも引き続き、教育委員の皆様を始めとしてお願いするところだが、いつも傍聴に来ていただいている市民の皆様にもお礼を申し上げたい。皆様の見えない力というのも、教育委員会の支援になっていると思っている。引き続き、応援を皆さま方にもお願いしたい。

子どものため、あるいは文化財をどうするのかという中で、やらなくてはならないことはまだまだたくさんある。皆さんが、これからまたいろいろな想像力を生かして取り組んでいただくことを期待している。本当にいろいろと7年間、お世話になった。

これをもって7月定例会を閉会する。